

預貯金債権の遺産分割——相続法の観点から

- 【文献種別】 決定／最高裁判所大法廷
【裁判年月日】 平成28年12月19日
【事件番号】 平成27年（許）第11号
【事件名】 遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件
【裁判結果】 破棄差戻し
【参照法令】 民法264条・427条・898条・907条
【掲載誌】 裁時1666号1頁、金判1508号10頁、金法2058号6頁

LEX/DB 文献番号 25448337

事実の概要

被相続人Aは平成24年3月に死亡し、その法定相続人は養子である抗告人X（Aの甥）と養子B（Aの妹）の代襲相続人である相手方Yである。Aの遺産は、約258万円の不動産と約253万円の預貯金、3万円の定期貯金、36万4,600ドルの外貨普通預金であった。

第一審大阪家審判26・12・5（金判1508号22頁）では、Aが生前にYの母Bにした5,500万円の贈与は特別受益に当たるとしてYの具体的相続分は0であり、Xが不動産を取得するとした。預貯金は遺産分割の対象とされなかった。XとYは、即時抗告した。

原審大阪高決平27・3・24（金判1508号10頁）は、「可分債権である預貯金については、預金者の死亡によって法定相続人が法定相続分に応じて当然に分割承継し、相続人全員の合意がない限り、これを遺産分割手続において分割の対象とすることはできないと解すべき」と述べ、原審判は相当であるとして、抗告を棄却した。Xは抗告した。

決定の要旨

1 「一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく、また、遺産分割手続を行う実務上の観点からは、現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在することがうかがわれる。」

「預貯金は、預金者においても、確実かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産であると受け止められているといえる。」

2 「預金者が死亡することにより、普通預金債権及び通常貯金債権は共同相続人全員に帰属するに至るところ、その帰属の態様について検討すると、上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないと解される。」

3 「定期貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、仮に同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行わせる余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。」

4 「預貯金一般の性格等を踏まえつつ以上のような各種預貯金債権の内容及び性質をみると、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」

裁判官岡部喜代子の補足意見、裁判官大谷剛彦ほか4名の補足意見、裁判官鬼丸かおるの補足意見、木内道祥の補足意見、裁判官大橋正晴の意見がある。

判例の解説

一 本決定の意義と問題設定

本決定は、相続財産に含まれる預貯金債権について、当然分割としてきた判例を変更し、遺産分割の対象に含まれるとする。不動産・有価証券と並び、預貯金は相続財産を構成する主たる要素であり、実務への影響は非常に大きい。当事者の一方である銀行実務に、本決定は概ね好評である¹⁾。

本決定の特徴は、可分債権の当然分割という原則を維持しつつ、預貯金債権をその契約の性質から他の債権と区別するところにある。従来の判例・学説では、預貯金債権は、遺産分割における可分債権の扱いという枠組みの一部として扱われてきた²⁾。本決定に先立つ2016年6月2日に法制審議会民法(相続関係)部会が取りまとめた「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」でも、預貯金に限定せず、可分債権を遺産分割の対象に含めることを基本に2案が提示されていた。

さらに、本決定は、被相続人の預貯金口座にある預貯金債権について、相続開始後に入金された部分も含めて1つの預貯金債権として遺産分割の対象となる可能性を示唆している。本評釈では、この点を中心に遺産分割に関して生じうる問題を中心に取りあげる。

二 判例

1 可分債権の扱い

判例は、遺産共有(民法898条)の性質論として共有説に立つことを前提に(最三小判昭30・5・31民集9巻6号793頁)、債権が準共有されるのではなく、可分債権の規定(427条)により「法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継する」とした(最一小判昭29・4・8民集8巻4号819頁)。これは、山林地上の立ち木の一部の譲受人が約定の範囲を伐採したことに対して山林地所有者がした損害賠償請求訴訟を相続人が受継した事案であった。

その後、代償財産について、最二小判昭52・9・19(判時868号29頁)、最一小判昭54・2・22(判時923号77頁)は、遺産の一部である不動産を相続人全員が合意して売却した場合の代金債権が相続財産から逸出し、各相続人に分割帰属すると判断した。

預金債権を対象とした最高裁判例がないなか、

銀行実務では、預金契約において共同相続人全員の署名押印のある支払請求書、払戻請求書がなければ払戻しに応じないという対応がなされていた。下級審では、相続人の一部からの払戻しを肯定する裁判例(名古屋高判昭53・2・27判時898号63頁、東京高判平7・12・21判タ922号271頁など)と、合有として否定する裁判例(東京地判平7・3・17金法1422号38頁)が存在していた。

最三小判平16・4・20(判時1859号61頁)は、共同相続人の一人がその相続分を超えて貯金の払戻しを受けた場合に、他の相続人からの損害賠償請求または不当利得返還請求を認めた。この判決では、上記最判昭和29年の法理が預貯金債権にも妥当することが明確に示された。

他方において、債権が当然分割により絶対に遺産分割の対象とならないとまで厳格には解しておらず、共同相続人全員が合意すれば遺産分割の対象財産の中に取り込んで分割協議の対象とすることは認められている(例、福岡高決平8・8・20判時1596号69頁)。なお、本決定において預貯金が近いものとされる現金は、債権ではないため当然分割の対象とならず、動産として遺産分割の対象となる(最二小判平4・4・10判時1421号77頁)。

2 小さな遺産分割

相続財産の主要な構成要素である預貯金をはじめ、代償財産を含む可分債権が当然分割されることを理由に遺産分割の対象を限定している(小さな遺産分割³⁾)。小さな遺産分割では、次のような利点(①②)と欠点(③④)がある。

①判例の事案は家裁の審判にまで進む遺産分割事件であり、調停でも合意が形成できないほど当事者は対立している。紛糾する遺産分割でその対象が限定され、裁判所の負担が減少する。

②預貯金が当然分割され共同相続人に帰属することから、一定の遺産を相続人が遺産分割終了前に取得することができる。資産を有する相続人が資産のない相続人を長期間の遺産分割手続で兵糧攻めにすることが回避できる。

③不動産のように不可分の財産を中心に遺産分割を行うと、柔軟な遺産分割はできず、共同相続人が不動産などを共有する状態が生じ易い⁴⁾。

④小さな遺産分割では具体的相続分により分割される相続財産の範囲も狭くなる。マイナスの具体的相続分による特別受益の調整は否定されてお

り、寄与分は遺産分割の対象となった財産の額を実際を超えることはない。そのため、具体的相続分による遺産分割によって実現される衡平からは離れていく。

三 大きな遺産分割

このような従来の判例の立場とは反対に、遺産の合有説⁵⁾に顕著のように、相続開始時の財産の状況を遺産分割まで維持する考え方がある（大きな遺産分割）。共有説に立ち、債権の準共有とすることで当然分割を否定する考え⁶⁾なども同様の方向にある。

本決定の考える遺産分割は、預貯金債権を遺産分割の対象とする点で小さな遺産分割ではないが、その他の可分債権は当然分割とする点で大きな遺産分割とも異なる。その理由として、預貯金契約上の地位の準共有、定期貯金契約における分割払戻しの制限をあげるにとどまる。

大きな遺産分割は、小さな遺産分割の裏返しとして、次の利点と欠点がある。

上記①について、預貯金が遺産分割の対象となることは、当事者間の対立が激しい場合であっても大きな遺産分割が行われる。

上記②について、当然分割を否定した本決定においても、大谷裁判官ほか4名の補足意見は、相続財産中の特定の預貯金債権を当該共同相続人に仮に取得させる仮処分（仮分割の仮処分。家事事件手続法200条）の活用を提案する。

上記③について、本決定も、実務において「現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割方法を定めるに当たって調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに對する要請も広く存在すること」を指摘する。

上記④について、本決定は、遺産分割審判手続において基準となる相続分が具体的相続分であり、共同相続人間の実質的公平を図るには、「一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすること」が望ましいと述べる。

四 遺産分割の対象

遺産分割の対象となる預貯金債権として、本決定は、相続開始時の残高分だけではなく、その後に入金された預金、定期貯金の利子も合わせて考えている。むしろ、両者を区別すると「預貯金の

契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり、合理的意思にも反する」と述べる⁷⁾。口座に入金されることにより、鬼丸裁判官補足意見が述べるように、遺産分割の対象ではないものも預貯金債権として遺産分割の対象となる。被相続人の口座は、遺産分割の対象に変換するコンバーターの役割を果たす。

まず、預金債権以外の債権では、相続人が相続債務者に請求する時点では当然分割として自己の相続分で債権を取得するが、すでに請求前に相続債務者が被相続人の口座に弁済として振り込んでいた場合には遺産分割の対象となる。代償財産も同様である。

次に、被相続人が有していた賃貸物件の賃料が振り込まれる口座であるならば、共同相続人間の合意の有無にかかわらず、相続開始後の賃料振込相当額も遺産分割の対象となる⁸⁾。相続させる旨の遺言で賃貸物件を取得したが、その賃料振込口座が被相続人の口座のままであると、賃料は預金債権として遺産分割の対象となるという理解も成り立つ。これに対して、相続人全員が共同して管理する銀行口座に賃料が保管された事案において、「遺産とは別個の財産というべき」として相続開始後の賃料債権を遺産分割の対象から外した最一小判平17・9・8（民集59巻7号1931頁）は、本決定の射程外となるだろう。共同相続人間が合意した場合に限り果実を遺産分割の対象とする実務の扱い⁹⁾は、被相続人の口座以外で賃料が保管されている場合に限られる。

さらに、本決定では、遺産分割時の預金額を遺産分割の対象とし、その増加分が果実であるかという由来は問わない。それとともに、相続財産に属するか否か、相続前後で預貯金を区別することにも本決定は否定的である。「相続開始時における各共同相続人の法定相続分相当額を算定することはできるが、預貯金契約が終了していない以上、その額は観念的なものにすぎない」、「各共同相続人に分割されて帰属した既存の残高に、入金額を相続分に応じて分割した額を合算した預貯金債権が成立すると解することは、預貯金契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり、その合理的意思にも反する」と述べる。このように、本決定は、共同相続人の合意を要件とせず、遺産分割の対象を相続財産以外の財産に拡大する。

五 見なし相続財産の範囲

本決定が拡大した遺産分割へと踏み出したことは、具体的相続分の算定方法にも影響を及ぼす。具体的相続分の算定において、903条、904条の2は、「相続開始の時ににおいて有した財産の価額」を基礎とする。通説は、見なし相続財産の算定時点を相続開始時としており、特別受益の持戻しもこの時点の価額で評価する。判例は、遺留分の事案であるが、特別受益としての金銭の贈与について「贈与の時の金額を相続開始の時の貨幣価値に換算した価額をもって評価すべき」としている（最一小判昭51・3・18民集30巻2号111頁）。相続開始後の果実は、判例のように元物の一部と捉えないのであれば、見なし相続財産には含まれない。

本決定も、相続開始後の入金分、定期貯金の利子が相続財産になるとは述べていない。また、遺産分割の対象となる理由を、「各種預貯金債権の内容及び性質」とのみ述べる。しかし、預貯金債権を一体として「相続開始時ににおいて有した財産」とみるならば、相続開始時の価額で評価されないことになる。預貯金債権だけ相続開始から遺産分割までの価値の変動を考慮するならば、見なし相続財産の算定は一貫性を欠くことになる¹⁰⁾。鬼丸裁判官補足意見は、預貯金残高の変動に応じて具体的相続分が変動する問題を指摘しつつ、「共同相続人間の実質的公平を図るという見地から、従来の実務の取扱いとの均衡なども考慮に入れて、今後の検討が行われることが望まれよう」と述べる。

他方において、木内裁判官補足意見では、預貯金債権以外の額面額をもって実価（評価額）とみることができない可分債権は遺産分割の対象とならず、「相続開始の時ににおいて有した財産」には含まれないと述べる。

このように、「相続開始の時ににおいて有した財産の価額」の解釈が一定ではないことを本決定は明らかにしている。

六 残された課題

本決定が、預貯金債権を遺産分割の対象としたことには賛成する。だが、実務での対応よりも、相続法の基本的な部分との整合性を考えることがより大きな宿題として残されている。例えば、相続開始後に入金された部分、利子をも遺産分割の対象とする理論的な裏付けが必要である。相続開

始時に存在する財産の価額で具体的相続分を算定することを維持するならば、特別受益を得ている共同相続人は相続開始後入金分についてもその少ない具体的相続分の割合でしか取得できず、特別受益の調整を超えて不利益を被る可能性がある。さらに、岡部裁判官補足意見、大橋裁判官意見が述べるように、その他の可分債権をどのように遺産分割に取り込むのかも今後の検討課題となる。

●—注

- 1) 「相続預金の可分性に関する最高裁大法廷決定を受けて——各界からのコメント」金法2058号（2017年）14頁以下を参照。
- 2) 共同相続における預金債権に関する判例学説については、伊藤栄寿「共同相続における預金債権の取扱い」法政論集250号（2013年）155頁、川地宏行「共同相続における預金債権の帰属と払戻」法政論集254号（2014年）907頁を参照。本決定における民法427条の適用の問題については、鈴木尊明「共同相続された預貯金債権を遺産分割の対象とした大法廷決定」新・判例解説 Watch 文献番号 z18817009-00-031291458（Web版2017年3月3日掲載）がある。
- 3) 床谷文雄＝犬伏由子編『現代相続法』（有斐閣、2010年）91頁以下〔吉田克己執筆〕では、法的性質を合有か共有かで割り切るのではなく、理念型的共有と理念型的合有という方向性に整理する。
- 4) 相続人に支払能力を有する場合にしか代償分割は認められない（最一小決平12・9・7家月54巻6号66頁）。
- 5) 中川善之助『相続法〔初版〕』（有斐閣、1964年）157頁など。従来通説と評価される。
- 6) 米倉明「銀行預金を中心としてみた可分債権の共同相続」タートヌマン6号（2002年）1頁など。学説の概要については、川地・前掲注2）927頁以下を参照。
- 7) 共同相続人が相続開始前の預金分については各自で引き出せないが、相続開始後の入金分については相続財産ではなく単なる可分債権として引き出せるのであれば混乱が生じることも考えられる。
- 8) これは、元物の派生物として果実を遺産分割の対象とすることを認める見解（高木多喜男「判比」リマークス34号（2007年）70頁、73頁）とは異なる。
- 9) 松原正明『全訂 判例先例相続法Ⅱ』（日本加除出版、2006年）287頁。
- 10) 鬼丸裁判官補足意見が述べるように、代償財産、可分債権の弁済金などの入金は相続開始時の相続財産が変形したものであるから、相続開始後の預金の増加としても、基礎財産に算入することはできる。しかし、二重に算入することはできない。